

〈公募論文〉

マルクス「本源的所有」論の再検討

「資本主義的生産に先行する諸形態」における「私的所有」と「個人的所有」の差異

隅田聡一郎

はじめに

「資本主義的生産に先行する諸形態」（以下「諸形態」）は、マルクスが詳細な歴史研究に基づいて歴史的考察を叙述した数少ない草稿の一つである。特に、戦後日本においては『経済学批判要綱』（以下『要綱』）自体とは別に翻訳されるなど、歴史学者を中心に多くの論者によって様々な解釈がなされてきた。ところが、主としてマルクス主義歴史学は、『経済学批判』序言における、いわゆる「史的唯物論」の公式（アジヤ的、古典古代的、封建的、および資本主義的生産様式）を補強し、「世界史の基本法則」を確立するために、「諸形態」の歴史的

考察を参照する傾向にあった。また、大塚久雄も「諸形態」を素材として「アジヤ的↓古典古代的↓ゲルマン的」という「歴史的な継起的発展諸段階」から独自の「共同体」論を構築したが、¹⁾ 継起的発展を強調する点では「史的唯物論」と大差はなかった。

一方、「諸形態」の「三形態」を「継起・段階、法則」と捉える理解に対して、エリック・ホブズボームや福富正実は「三形態」を「類型上の違い」として、または自然的共同体（定住農耕以前の原始共同体）から発展する「オルタナティブなルート」として把握することによって、時間的に序列化された単線的な継起的発展を否定し、「三形態」から階級社会への移行の多様性を強調している。²⁾ もちろん、両者にとつ

て、「最後の敵対的形態」としての資本主義的生産様式への移行に関しては、どの前資本主義社会においても普遍的な継起的段階が存在することは否定できないものである。その点に関してホブズボームは、「諸形態」においては、『資本論』「本源的蓄積」論と比べて、封建制から資本主義への移行にかんする十分な記述が存在しないと指摘している。両者は、マルクス主義歴史学とは異なり、特定の生産様式が特定の予定の順序で継起することを歴史的に実証することは否定する。しかし、より広い意味で歴史的発展を問題とする「一般理論」としての「史的唯物論」は放棄されてはいない。

また、植村邦彦も単純な「時間の等質的連続性」とは異なる意味で、「三形態」は時間的序列を想定しているという。ただし、それは、継起的な発展という意味ではなく、あくまで「可能性」の変化であると強調する。さらに植村は、マルクスの想定する歴史的・時間的序列をヴェーバーの「発展の理念型構成」＝「概念の論理的秩序」と理解し、それを「生産諸力の発展段階」と規定する。しかし、このように発展段階を規定するだけでは、植村も、自身が批判する「史的唯物論」のパラダイムに限りなく近づくことになるだろう。それに対して、熊野聰は「諸形態が個人の共同体への定在の仕方の諸形態であること、それは生産力によって規定される発展関係にあるのではなく、定住事情や土地の物理的性状によつ

て生ずる類型関係にあることを示した。それはなによりも共同的土地所有にたいする関係の諸形態であること」だ^④と述べている。もちろん、熊野は大塚のように「近代における個人の自立との対比における前近代の共同関係という問題意識」^⑤からではなく、「生産力の発展段階」という歴史的・時間的序列を否定し、「諸形態」の類型を「共同体」概念との関連において解釈している。

とはいえ、先行研究のように、「三形態」を「継起的発展」であるのかそれとも「類型」にすぎないのか、さらに言えば、時間的序列とは異なる意味での継起性とは何か、と問うことはさほど重要ではない。というのも、「諸形態」における主題は、『資本論』における「本源的蓄積」にさらに先行する「本源的所有」形態を把握することであり、またそのことによつて資本主義社会における近代的「所有」すなわち「私的所有」の種差性^⑥、さらには「共同体」の解体による「無所有」の成立を明らかにすることであるからだ。エレン・ウッドも、本源的所有の「三形態」を「継起のプロセス」か「本源的共同所有からのオルタナティブなルート」のどちらと見なすべきか断言することはできないと述べている。つまり、マルクスが「歴史的継起」を考えていたかどうかは、彼の考察が資本主義の特異性を説明するためのものであるならば問題にはならない^⑦。

それでは、「諸形態」の主題である「本源的所有」論の意義とは何か。中村哲は、単なる歴史的起源ではなく、論理的な意味として「本源的所有」を解釈することによって、それを「労働者が生産手段として他の生産手段に付属する形態（＝隷属制・農奴制）をも含む、前資本制的所有の抽象的・一般的规定⁸⁾」と定義する。従来の、いわゆる「階級闘争」史観では、「隷属制・農奴制」が近代資本主義社会における資本・賃労働関係と並列化され、両者は剰余労働の搾取という支配・隷属関係において同一視されてきた。しかし、たとえ階級的性格をもつとしても、「隷属制・農奴制」は、近代資本主義社会における労働者の「無所有」状態とは全く異なり、諸個人に「本源的所有」が保証されているのである。このように、近代批判としての「本源的所有」規定を論理的におさえたうえで、「諸形態」における「本源的所有」の「三形態」をテクストから再解釈することが本稿の課題である。

一 本源的所有の「二形態」の意義

おおよそ、先行研究は「諸形態」の「三形態」から出発するが、「諸形態」の冒頭において、「アジア的形態」「古典古代的形態」「ゲルマン的形態」という本源的所有の「三形態」は、より大別した「二形態」に区別されている。

この別の前提（自由な労働を労働の客体的諸条件から分離すること）は、なによりもまず、労働者を彼の自然の仕事場としての大地から切り離すこと、それゆえ東洋的共同体に基づく共同的土地所有の解体ならびに自由な小土地所有の解体である。⁹⁾
(MEGA II/1, S.379.)

前資本主義的生産様式における「本源的所有」とは、「個々人が労働および再生産の自然的諸条件に対して、それらを自己に属する諸条件とするようにして関わる (verh alten)」(ibid. S.380.) あるいはその自然的諸条件に対して自己の所有物とするようにして関わることを意味する。この「本源的所有」のもので、個々人は「共同体」¹⁰⁾の構成員として、「共同体」によって所有者として再生産され、自らの生存を「共同体」によって保証されている。つまり、生産者と生産手段の本源的統一は、諸個人の「人格的な関わり合い」すなわち「成員相互間の関わり合い」としての「共同体」を前提としている。ゆえに、「共同体」において「個人 (Individuum)」は、他の個人にたいしても、同じ状態で関わる (ibid. S.379.)。つまり、「共同体」において、個人が自らに対して自らを所有者とするようにして関わるのみならず、他の個人すなわち他の共同体成員に対しても彼らを所有者とするようにして関わっている。

そして、「共同体」において諸個人が互いに対して所有者とするようにして関わりあうというこの前提は「本源的所有」の二形態に対応している。

そしてこの前提が、共同体組織に由来するものとして措定されているか、それとも共同体を構成する個々の家族に由来するものとして措定されているかによって、個人は他の個人に対して、共同所有者、すなわちその数だけの共同所有の化身とするようにして関わるか、または、彼とならぶ自立した所有者すなわち自立した私的所有者とするようにして関わるのである。(ibid.)

第一の東洋的共同体においては、この前提が共同体組織それ自体に直接的に由来するものとされ、個人は他の個人に対して共同所有者とするようにして関わっている。他方、第二の自由な小土地所有においては、この前提が共同体それ自体ではなく共同体を構成する小家族に由来するものとされ、個人は他の個人に対して自立的な私的所有者とするようにして関わっている。すなわち、両者とも「本源的所有」形態であることには間違いないが、それを前提にしたうえで、ここでは、どのような「共同体」において諸個人が互いに対して所有者とするようにして関わりあうか、が問題となってい

る。前者では、諸個人が互いを共同所有者とするようにして関わりあい、後者では、諸個人が互いに自立した私的所有者とするようにして関わりあう。

マルクスによれば、両者の差異は以下のことに由来する。共同体組織の共同所有が全土地と全成員を統括する東洋的共同体とは対照的に、「自由な土地所有者からなる西洋の共同体」(ibid. S.378)では、共同体の紐帯が一定程度弛緩し、共同体から一定程度自立した複数の小家族が私的所有者として共同体を構成するがゆえに、共同所有が小家族の私的所有とは別個に公有地 (ager publicus) として成立しているのである。後者の自由な小土地所有における「自由」とは、本源的所有を前提としながらも、諸個人が共同体の共同所有の単なる「化身」にすぎない東洋的共同体との対照関係において、「共同体」の紐帯から一定程度解放された小家族が私的所有者として自立していることを意味している。¹¹ その意味で、「共同体」の紐帯が一定程度弛緩し、小家族が共同体の構成単位である後者が、前者との対照関係で論理的により資本主義社会に近いとされているということに注意を払うべきである。

もちろん、「共同体」の紐帯は一定程度しか弛緩していないので、後者の「自由」は、近代資本主義社会における物象の担い手としての諸個人の自由では決してない。自由な小土地所有においては、生産手段に対する肯定的な関わりが保証

されており、小家族という共同体組織を前提とした、家内工業と結びついた小規模農業が営まれている。また、ここでの「私的所有」も、近代資本主義社会における「私的所有」とは異なり、共同体から一定程度切り離された小家族の所有という意味にほかならない。この点に関しては、あとでローマ的形態・ゲルマン的形態を扱う際に詳しくみることにしよう。さて、この二つの主要な「本源的所有」形態は叙述が進むと「三形態」へと分化する。冒頭で、どのようにして「共同体」において諸個人が互いに対して所有者とするようにして関わりあうかという観点から考察された二形態は、一方がそのまま第一形態となり他方が第二・第三形態に分化する。すなわち、第二・第三形態の区別は「私的所有」と「個人的所有」の差異に基づいて、初めから叙述されたものではないことに留意されたい。というのも、先行研究では「二形態」論がほぼ注目されてこなかったからである。したがって、具体的規定に即して三形態を考察する際、「共同体」において諸個人が互いに対して所有者とするようにして関わりあうという「二形態」論の前提をまず念頭におく必要がある。

次節以降、本源的所有の「三形態」を詳細に検討するが、あらかじめ述べておくと、「三形態」の差別化による「本源的所有一論」の意義は、それぞれの資本主義に先行する諸形態がもつ特有の諸制限の論理を把握することにある。それは、

諸個人が「労働の客体的諸条件にたいして彼らが行っていたそれまでの——あれこれのしかたでの——肯定的な連関」(ibid. S.406)をすべて否定することによって、資本主義的生産様式が歴史的に成立したからにほかならない。ゆえに、以下の展開で強調されるのは、マルクスが、先行研究が着目したような「三形態」相互の差異のみならず、各形態と近代資本主義社会との種差性をつとに考察しているという点である。

二 「アジア的形態」の基本的特徴

本節では、「諸形態」の「三形態」のうち、第一形態、なかでもアジア的形態について具体的規定に即してみよう。従来の論争テーマであった「アジア的生産様式」論においては、アジア的形態が階級社会やヨーロッパの奴隷制・農奴制との関連で論じられてきた¹²⁾。しかし、本源的所有一論という「諸形態」の主題からすると、まずテキストに内在して具体的諸規定からアジア的形態に固有の論理を把握しておく必要がある。すでに見たように、本源的所有一形態において、各個人が共同体組織の成員として、所有者として関わり合い、すなわち共同体組織を媒介として、客体的諸条件にたいして自らの所有物とするようにして関わっている。

この基本的な関係は、アジア的形態においても変わること

がないのだが、アジア的形態の基本的特徴は①多数の共同体組織が世襲的な占有者 (Besitzer) としてしか現われず、②その上に専制君主として具現化されている包括的統一体が唯一の現実的な所有者 (Eigentümer) だということである。したがって、「この場合それらの特殊の共同体組織では、個々人 (Einzelne) は事実上、無所有 (Eigentumslos)」(ibid. S.380) であり、「個々人はけっして所有者にはならず、占有者になるだけなので、実際には彼自身が、共同体の統一性を体現している者の所有物であり、奴隷である」(ibid. S.397)。

しかし、このように専制君主によって所有された奴隷である「無所有」の個々人を、近代資本主義社会において客体的諸条件を全く失い、共同体組織からも切り離された「無所有の労働者」と決して同一視してはならない。というのも、マルクスが言うように、「(この「アジア的形態」では、奴隷制は、労働の諸条件を廃棄することもなければ、本質的な関係「本源的所有」を変形させることもない」(ibid.) からである。すなわち、個々人は特殊の共同体組織においてその成員であるかぎり占有者として関わりあっており、ここで占有と明確に区別されている所有も、唯一の現実的な所有者である専制君主によって特殊の共同体組織を媒介として個人に委譲されるからである。

つまり、専制君主といっても、それは上位の「共同体」で

ある包括的統一体が「多数の現実の特殊の共同体組織の上に立つ一つの特殊なものとして現れ」(ibid. S.380) たものにすぎず、例えば「統一体が部族内家族の首長で代表されている」(ibid. S.381.) という仕方でも「人格」として現れている。

アジア的形態においては、「人格として存在する上位の共同集団 (Gemeinschaft)」(ibid. S.380.) すなわち包括的統一体において、諸個人は互いを共同所有者とするようにして関わりあうが、近代資本主義社会においては、諸個人は物象の交換によって「人間はもはや自己にたいして、ただ個別化された者とするようにして連関するだけ」である。要するに、「諸個人が互いに対して共同所有者とするようにして関わりあう」アジア的形態とは正反対に、近代資本主義社会においては、物象が「真の共同体組織」(ibid. S.400) となり、諸個人が「自己を一般的かつ共同のものにすることが、自己を個別化された者として措定するための手段となっている」(ibid.)。畢竟、アジア的形態においては、上位の「共同体組織」である統一体が「一つの特殊なもの」として現れた専制君主が唯一の所有者であるにもかかわらず、下位の特殊の共同体組織においては、諸個人が互いを占有者とするようにして、そして専制君主の委譲によって共同所有者とするようにして関わりあう、という本源的所有が基礎をなしている。

それゆえ東洋的専制主義の、また法律上 (juristisch) そこに存在するようにみえる (scheinen) 無所有のまっただなかに、実際には (in der Tat) ほうじた部族所有または共同体所有が基礎として存在しているのである。

(ibid. S.380.)

アジア的形態において、特殊の共同体組織の剰余生産物は、包括的統一 (専制君主) に帰属することが、法律的に (legal) 規定されているため、外見上、個々人は無所有であるかのように見える。しかし、実際には、個々人すなわち「共同体成員はそれ自体としては共同的所有の共同占有者 (Mitbesitzer)」(ibid. S.383.)であって、下位の特殊の共同体組織を媒介として、本源的所有が個々人に保証されているのである。さらに、第二・第三形態との対照関係において、アジア的形態に土地の「私的所有」が存在しない主要な理由を、マルクスは以下のように述べている。

この所有「東洋的専制主義の基礎にある、第一形態の部族所有や共同体所有」は、たいいていの場合、小共同体内部の製造業と農業との結合によって生み出されるのであって、その結果、この小共同体は完全に自給自足的なものとなり、再生産及び剰余生産のいっさいの条件を自己自身のなかに

もっている。

(ibid. S.380.)

すなわち、共同体内部で完全に自給自足的な生産と再生産を行うアジア的形態においては、「農業と製造業との東洋的補完関係」(ibid. S.398.)が強固に残存しているため、「まったく外的な影響による」ことなしに、「共同体への客体的、経済的な紐帯」(ibid.)を喪失することはない。マルクスが、第二・第三形態との対照において強調しているように、アジア的形態において「この紐帯は強く根付いて」(ibid.)おり「最もしぶとく最も長くもちこたえるのは、必然的にアジア的形態」(ibid. S.391.)なのである。

三 「ローマ的形態」の基本的特徴

マルクスは、共同体成員である個々人が共同体の占有者にすぎず、個々人の所有は共同体所有、具体的には専制君主の所有としてしか現われない第一形態との対照において、第二形態では共同体から切り離された個々人の所有が存在するという。それは「より激動化した歴史的生活の所産であり、本源的な諸部族の盛衰と変形との所産である」(ibid. S.381.)。すなわち、歴史的には「部族の共同的性格が、外部にたいする消極的統一性として現われ、またそう現れざるをえなくな

る」(ibid, S.382)。結果、個々人が私的所有者となる条件が与えられるのである。ここで、「外部にたいする消極的統一性」とは、共同体における共同的労働が、第一形態のように専制政府の事業に使用されることが少なくなり、もっぱら、自分たちの共同体を脅かす他の共同体にたいする戦争に使用されることを意味している。

だから、戦争は、生存・生活の客体的諸条件を占拠するためのものであろうと、客体的諸条件の占拠を守り永久化するためのものであろうと、重大な全体的課題であり、必要不可欠な重大な共同的労働である。(ibid, S.381)

ゆえに、ローマ的形態において、共同体から一定程度「自由」な複数の小家族からなる共同体は、「なによりもまず——軍制・兵制として——軍事的に組織されている」(ibid)のであって、その結果、共同体は完全に解体することなく、暴力による客体的諸条件の占拠をつうじて個々人に本源的所有が保証されている。また、この軍事的な組織の基礎として、共同体成員の居住地が都市に集中することが重要である。第一形態では、都市は「王侯の宿営地にすぎず、本来の経済的構造に付け加えられた蛇足物」(ibid, S.387)にすぎなかった。一方、第二形態では、共同体成員である農民(土地

所有者)の居住地として、都市は共同体の本拠をなし、農村(土地)・村落・耕地といった経済的基礎は都市の領地として現われる。つまり、第二形態における都市は、第一形態のように本来の経済的構造の蛇足物ではなく、経済的構造の土台をなすのである。このように、①農村生活の起点②農民の居住地③戦争遂行の起点としての都市への集中によって、共同体それ自身が「個々人の存在とは区別される外的存在」(ibid.)すなわち軍事的に組織された国家(Staat)として成立する。

一方で、ローマ的形態における国家は、外的な軍事的組織でありながらも、近代国家とは異なり、あくまでも「自由で平等な私的所有者の相互間の関わり合い(Beziehung auf einander)であり、外部に対する彼らの結束であり、同時に彼らの保証である」(ibid, S.382)。ここでは、共同体が人格的依存関係に基づく国家として存在することに媒介されて、個々人の本源的所有が保証され、逆に、共同体成員として諸個人が相互にたいして私的所有者とするようにして関わり合うことよって、具体的には「共同の必要や共同の名誉等々のために公有地を確保することよって」(ibid.)、人格的な関わり合いとしての共同体が存立し、維持・再生産されるのである。

彼が自分の私的所有にたいして連関するとき、それは土

地にたいする連関であると同時に共同体成員としての自分の存在にたいする連関であり、そのようなものとしての自らを維持することは、同時に、共同体を維持することでもあり、またその逆でもある、等々。

(ibid.)

土地所有者として、その資格において共同体成員として、自給自足する農民が自己を再生産することは、彼らの生存を保証する。それは、彼らの本源的所有を可能とする労働の自然的諸条件（具体的には、一フーフエの分割地）を、共同体が保証しているからである。一方、逆に共同体の存続は、全成員が自給自足する農民として再生産され、また彼らによって戦争のための軍務等々の剰余労働が行われることで保証される。さらに肝要なのは、「二形態」論において強調された、人格的関わり合いとしての「共同体」概念である。すなわち、共同体と諸個人の相互保証が実現されるのは、諸個人が私的所有者として土地にたいして関わり合っていると同時に、共同体成員として、他の諸個人にたいしても彼らを自分と同じ私的所有者とするようにして関わり合うことによつてである。また、共同体成員として土地にたいして関わり合ふことは、自分自身の自給自足のみならず、他の共同体成員の自給自足を保証することを意味している。ゆえに、最終的に各成員の生存のための客体的諸条件を保証する共同体のために、彼らが公有地を維持・

占拠する軍務などの剰余労働を行うことが前提とされるのである。

共同体が軍事的に組織された国家において、共同体所有は、国家所有すなわち公有地として成立し、共同体成員の私的所有すなわち分割地から空間的に分離している。このように、ローマ的形態における所有は、国家所有と私的所有という二重の形態で成立し、相互に対立している。ただし、本源的所有としての私的所有者相互間の関わり合いにおいて、個々人は、共同体の一成員として存在し、共同体を存続させるべく公有地を確保する限りにおいて初めて分割地を与えられる。

その結果として彼らは私的所有者たりうるのだから、私的所有は対立する国家所有（共同体所有）によつて媒介されている。ところで、マルクスは、ローマ的形態に特徴的な、共同体の土地所有における国家所有と私的所有という二重の形態を、歴史学者ニブールの『ローマ史』を独自に解釈することによつて把握した。このことは先行研究でほとんど着目されず、さらなる精確な論証のためには未刊行の抜粋ノートを参照する必要があるが、以下の引用でマルクスは、共同の土地（*Gemeinland*）というカテゴリーを、国家所有としての共同体の土地（*Gemeindeland*）すなわち公有地（*ager publicus*）として再定義している。

「共同体の土地 (Gemeindeland) を占有 (Besitz) することによってそれを利用する権利は、もともとは貴族に属するものであつて、そのあと彼らが彼らの被保護民に封土として与えたものであつた。公有地 (ager publicus) からの所有の譲渡は、もっぱら平民のものとなつた。いつさいの譲渡や共同体の土地の持ち分にたいする賠償は、平民に有利になるように行われた。本来の土地所有は、都市の城壁にある地域を除けば、最初はただ平民の手のなかだけにあつた。」 (ibid., S.384.)

歴史的に、共同体の土地を占有していたのは、「かなりの程度に共同体組織を代表する」(ibid., S.387.) 貴族であり、貴族は自らに従属する被保護民等々を使用してそれを利用してゐた。その後、封土を与えられた被保護民出身の平民が、階級闘争を経てローマ市民としての政治的権利を獲得し、共同体の土地から所有を譲渡される。マルクスが述べるように、元来、平民は貴族が占有する「公有地の利用から締め出され、それを奪われて (privieren)」(ibid., S.388.) いるという意味で、共同体の土地を配分された結果としてはじめて私的 (privat) 所有者として現われる。すなわち、共同体が占拠する土地において、一方の部分である公有地は貴族によって占有され、共同体そのものに残された国家所有として存在する。また、

他方の部分は、分割地として平民に配分され、彼らは共同体成員として互いに自由で平等な私的所有者として存立するのである。

ここで、しばしば見落とされてきたが、この「私的」という言葉の起源からも、私的諸個人・私的人格を前提とする近代的な排他的所有としての「私的所有」とローマ的形態のそれが決定的に異なることが明らかだろう。同じ表現をあえて用いるとするならば、近代的な「私的所有」は、あらゆる労働の客体的諸条件を完全に奪われた (privieren) 無所有を前提として初めて成立するカテゴリーである。しかしながら、ローマ的形態における「私的所有」とは、単に私的所有者としての平民が、貴族と異なり、公有地の利用から排除され、彼の分割地が空間的にも公有地と区別されるという意味をもつにすぎない。要するに、彼らは共同体成員であるから、自らの分割地の利用によって自給自足することができ、本源的所有を保証されているのである。

このように把握された国家所有と私的所有という二重の形態は、次節で詳しくみるように、ゲルマン的形態との対照において独自の意味をもつのであるが、重要なポイントはこの国家所有と私的所有は対立しながらも、国家所有が私的所有を媒介し、共同体成員の本源的所有を保証しているという点とである。ローマ的形態において、互いに「自由で平等な私

的所有者」である平民は、労働力という商品の所持者としてすなわち物象の担い手としてのみ、交換において「自由で法律上対等な人格として契約し」(MEGA II/6, S.191.) 私的所有者として認められる賃労働者(私的人格)とは決定的に異なる。前者では、私的所有者としての平民は、自らの分割地にたいして本源的に所有者として関わり、その労働の客体的諸条件は、彼の「個人(Individuum)の人格性(Personlichkeit)」(MEGA II/1, S.388.)に属するものとなっている。後者は、共同体成員ではないがゆえに、ローマ市民のように自給自足の土地を配分され、本源的所有を保証されることは決してない。近代資本主義社会において、「真の共同体組織」は、貨幣に代表される物象にはかならず、近代国家も、共同体の成員を再生産の目的とする都市国家とは決定的に異なっている。

四 「ゲルマン的形態」の基本的特徴

ここまで、第二形態の基本的特徴を、主として第一形態との対照において検討してきた。マルクスは、第三形態を具体的に展開する際、主な対照として第二形態を念頭に置いている。まず、共同体が、都市として、私的所有者である国家市民の連合(Verein)として、それ自体経済的存在(領地としての農村など)をもっている第二形態とは異なり、ゲルマン的

形態において共同体は都市に集中してはいない。¹⁴⁾

個々の家父長があちこちの森のなかに、遠くへだてられて定住しているゲルマン人の場合には、彼らの即自的に存在する統一性が血統、言語、共通の過去と歴史、などなどのかたちで措定されているが、外見からみただけでもわかるように、共同体は、ただ共同体成員がそのときどきに連合化(Vereinigung)することによって存在しているにすぎない。(ibid, S.388.)

ゲルマン的形態においては、都市への集中が存立しないがゆえに、第二形態とは異なり、共同体は国家・国家制度として存在しない。その理由としてマルクスは、共同体の経済的基礎について述べている。ここで、これまで見てきたように、それぞれの本源的所有形態が、生産者と生産手段の統一を保証する「肯定的な諸制限」を把握するための論理的な意味をもつ一方で、本源的所有形態それ自体が、もつとも近代的な意味を照射してはならないが、経済的に条件づけられていることに留意したい。

「[...]これらのさまざまの形態は、一部は、部族の自然的素質に依存し、一部は、部族がいよいよ現実的土地にた

いして所有者として関わるさいの、すなわち労働によって自己の果実を取得するさいの経済的諸条件に依存している。そしてこの経済的諸条件それ自体が、気候、土地の自然的性状、自然によって条件づけられた土地の利用様式、敵対諸部族または近接諸部族にたいする関わり (Verhalten) に依存し、また移動、歴史的経緯、等々がもたらすもろもろの変化に依存するであろう。(ibid, S.390-391.)

マルクスは、ここで近代資本主義社会における物象化という経済的形態規定とは対照的に、本源的所有形態においては、土地の自然的性状や敵対する部族を含めた広い意味での経済的諸条件すなわち「素材的規定性」を強調している。さらに、経済的諸条件の前提として、まずもって所有形態を区別する条件は、他の民族にたいする「関わり」すなわち暴力の組織化の論理である。なぜなら、本源的所有形態における「唯一の制限」は、他の共同体組織であって、土地所有をめぐる戦争が「最も本源的な労働の一」(ibid, S.395.)となつていてからである。第二形態では、都市において軍事的に組織された国家を立ち上げることによって、他の共同体にたいして関わる。一方、ゲルマン的形態では、都市においてではなく農村において、諸家族が必要に応じて「集会 (Versammlung)」をもって連合化することで他の部族共同体にたいして関わる

のである。

そして、経済的諸条件の前提として、もつとも重要な条件は、本源的な土地にたいする関わりを可能とする、自然的性状によって条件づけられた土地の利用様式である。つまり、ローマ的形態は、領地として農村共同体をもつ都市が生産の起点をなすのとは対照的に、ゲルマン的形態は、集中した都市ではなく「農村共同体 (Landgemeinde)」(ibid, S.384.)において孤立して散在する個々の家や住居すなわち自立的統一体としての家族が生産の起点をなすという。マルクスが強調しているように、経済的基礎をなす自由な土地所有者たる小家族は、それ自体として自立的に存在し、「一種の自立的有機体」(ibid, S.387.)をなす。このように、第三形態の、第二形態よりもいっそう共同体から「自由」な自立性は、ローマのように都市や都市における官吏という定在において共同体を实在させることを必要としない。つまり、共同体は国家という連合 (Verein)・統一 (Einheit) としてではなく、自立的主体としての諸家族による連合化 (Vereinigung)・統一化 (Einigung) として、現実的には集会として存在するにすぎない。

もつとも、ゲルマン的形態においても、ローマ的形態と同じように、「公有地、共同体の土地が、すなわち個人々の所有とは区別される入会地 (Volkstand)」(ibid, S.388.)が存在

する。しかし、第二形態とは対照的に、入会地は「狩猟、牧草、採木などの用地であって、この特定の形態で生産手段として役立てようとすれば分割することができない部分の土地」(ibid.)、すなわち空間的に分割不可能な公有地となっている。ローマ的形態において、国家が所有する公有地は、貴族によって占有されており、一部分は共同体成員である平民にたいして私的所有として分割されるものであった。しかし、第三形態において、公有地は国家の所有として特別な経済的定在をもたず、もっぱら「一族の共同占有(Gemeinbesitz)」(ibid.)となっている。つまり、ゲルマン的形態において、公有地は、第二形態とは対照的に、国家所有や私的所有として現われず、ただ小家族の土地所有を補完する(ergänzen)共同占有として現われるにすぎない。

もちろん、そのような公有地は、土地の占拠を脅かす他の部族にたいする防衛のために「折にふれて開かれる集会」(ibid., S.389.)によって守られる限りにおいて、単なる共同占有から、社会的に承認された共同体の土地所有となる。しかし、ゲルマン的形態において、経済的基礎はあくまでも共同体・国家ではなく個々の小家族に自立的に存在している。

個々人の所有が共同体によって媒介されて現われるのではなく、共同体および共同体所有の定在が、媒介された

ものとして、すなわち自立的諸主体の相互間の連関として、現われる。(ibid., S.388.)

ローマ的形態において、個々人の所有は、国家市民・都市市民としての所有であり、共同体によって媒介された私的所有として現われる。ここにおいて、共同体は、共同体成員として自由で平等な私的所有者の相互間の連関として現われることはすでに見たとおりである。それに反して、第三形態では、共同体は小家族という自立的主体の相互間の連関として現われる。つまり、共同体・共同体所有が、いわば共同体を前提にすることなしに自立的に存在する小家族の土地所有によって媒介されたものとして、すなわち結果として、小家族の土地所有の単なる補完化(Ergänzung)としてのみ現われるにすぎないのである。ここにマルクスが、「諸形態」冒頭「本源的所有の二形態」のようにローマ的形態とゲルマン的形態を「私的所有」として包括するのではなく、ゲルマン的形態における「個人的所有」を私的所有と区別した核心がある。いまや、ここで節を区切って、本題である「個人的所有」と「私的所有」の差異をより詳細に検討していこう。

五 「私的所有」と「個人的所有」の差異について

マルクスは、次のように「ローマ的形態」との対照において、「個人的所有」と共同体の関連について要約している。

ここでは個人的土地所有は、共同体の土地所有の対立形態として現われるのでも、共同体によって媒介されるものとして現われるのでもなくて、その逆である。共同体は、これらの個人的土地所有者そのものの相互間の連関のなかのみ存在する。(ibid. S.389.)

ローマ的形態において、個々人の所有は、共同体の土地所有の対立形態でありながら、共同体によって媒介されたものとしての私的所有であった。すでに検討したように、第二形態において、私的所有者であることは同時に都市市民・国家市民であることにほかならず、逆もそうである。ところが、ゲルマン的形態においては、小家族が自立した経済的完結体(Geize)をなしており、そこにおいてすでに個々人の所有すなわち「個人的所有」が成立している。つまり、このころ、「個人的所有」は、入会地である公有地を小家族が個人的所有者として利用し、共同所有できることによって保証されている

のである。このことは、第二形態との対照において次のように記述されている。

そして、共同体が、共同的に利用される狩猟地、牧草地、等々のかたちで特殊な経済的存在をもつ場合でも、それは、それぞれの個人的所有者そのものによって利用されるのであって、国家の代表者（ローマにおけるように）としての彼らによって利用されるのではない。それはまさに、個人的所有者たちによる共同的所有なのであって、都市そのもののかたちで、個々の所有者としての自己とは別個の存在をもつものとしての、これらの所有者の連合体の所有ではないのである。(ibid.)

ゆえに、先に見た「私的(private)」の語源からもわかるように、数多くの論争の対象となってきた「私的」か「個人的」という区別それ自体にマルクスの力点があるわけではなく、土地にたいする関わり方、その利用様式の差異こそが問題である。つまり、第二形態においては、国家の代表者である貴族が公有地を利用するのであって、平民はそこから排除されていたため私的所有者として存在した。一方、第三形態においては、入会地としての公有地を利用することが農村共同体の成員である個々人にたいして排除されておらず、公有地は

共同占有なのであって、その意味において、私的所有者ではなく個人的所有者たちの共同的所有となっている。

もちろん、共同体は、マルクスが強調するように、即自的に言語、血統などといった部族の共同性として前提となっており、公有地の共同占有を共同所有として確認するのは、最終的には共同体にほかならない。ゆえに、第三形態は、第一形態・第二形態と比較してよりいっそう「共同体」の紐帯を失っているとはいえ、完全に「共同体」の連関を失っているわけではないことを了解されたい。ただし、共同体が即自的に開かれた諸家族による「現実の集会」(ibid.)にすぎない。つまり、共同体は、ローマ的形態のように個々人の経済的定在である分割地から空間的にも分離した「実在する統一体」(ibid.)としての国家所有の公有地ではない。ゲルマン的形態における共同体は、一貫して *Vereinigung*・*Einigung*・*Versammlung*・*Ergänzung* と強調されているように、動的な連関の結果として媒介されたもの、すなわち個人的土地所有者どうしでの自立的な相互連関にほかならない。

第三形態において、自立した小家族における「個人的所有のほうが生土台として現われ」(ibid. S.390)、共同体所有は、第一・二形態のように生土台ではなく、個人的所有の補完化として現れる。それは、共同体が共同体成員の集会をつうじた

連合化によってのみ定在し、第二形態のように国家制度、すなわち独自の組織制度として実存しないからである。つまり、共同体の定在が、それぞれ所有の特定の形態、またその経済的基礎をなす土地の利用様式によって規定されるのであって、その逆ではない。ローマでは都市が、ゲルマンでは個々の小家族の住居が、経済的完結体をなしていた。ゲルマン的形態における「個人的所有」は、共同体によって媒介されることなく、自立的に家族農業として経済的な生土台をなしている。

しかし、ゲルマン的形態の個人的所有が存立するためには、入会地という公有地を第二形態の国家所有とは違った仕方です。つまり共同占有を共同所有へと転化可能にする共同体の定在によって補完しなければならない。この共同体による補完化が、必要に応じた集会という動的な連合化によってなされる。これが第三形態の固有な特徴であった。

したがって、マルクスが第三形態において強調するポイントは、小家族を生産の起点として「個人的所有」が生土台となっているとはいえ、なるほど、第一形態は言うまでもなく、第二形態における共同体に媒介された私的所有ほどに共同体の実在を前提としていなくても、補完化、媒介された結果でありながらも、共同体の連関が存立するということなのである。逆にいえば、「個人的所有」はそれ自体として生土台であるとはいえ、共同体が共同占有の公有地を確保・維持することに

よってはじめて、「個人的所有」は補完化 (Ergänzung) され、経済的完結体 (Ganze) をなすのである。¹⁶⁾

ゆえに、近代資本主義社会における「私的所有」と比較して、「個人的所有」を読み込むことは言うまでもなく、ローマ形態における「私的所有」と比較して「個人的所有」の特徴を（共同体からの）自立や自由に求めるだけではマルクスの近代批判の視座を把握することはできない。ゲルマンの形態が、個人の自立性という点で、どれほど論理的に資本主義社会に近かろうと、すでにゲルマンの形態の「個人的所有」それ自体が小家族における自給自足的な農業を前提としており、最終的に結果としての諸家族の連合化によって形成される部族共同体が解体されてはいない。このようにして、ゲルマンの形態は、あくまで諸個人に本源的所有を保証させる独自の肯定的諸制限を、第一・二形態と異なるかたちで叙述したにすぎないのである。¹⁷⁾

おわりに

マルクスの「共同体」論は、マルクス主義者にしろ、その批判者にしろ、極めて近代主義的に解釈されてきた。近代資本主義社会が、「共同体」の解体すなわち「自由な労働者」の存在を前提としているため、「共同体」から解放された「自

由で自律した個人」が理論的前提として疑われることなく、「共同体」の解体による近代的主体の人格的自由をもつばら強調することで、マルクスの歴史的考察による近代批判の意義を覆い隠してしまった。結局のところ、「本源的所有」の歴史的解体とそれに後続する「本源的蓄積」の結果として創出された「無所有」という近代資本主義社会の固有性を把握することができなかったのである。

「諸形態」では、生産者と生産手段の本源的統一が断ち切られた資本主義的生産様式において、先行する本源的所有形態における生産手段に対する能動的・肯定的な関わりがいかにも破壊されているかが主題となった。そして、近代的「私的所有」とは異なる「私的所有」と「個人的所有」の区別において明らかになったように、前資本主義的生産様式においては、特定の形態の「共同体」が自由な個人を束縛するものではなく、本源的所有を保証するものであって、その基礎でこそ生産手段にたいする能動的な関わりや「個性」が発展する。マルクスは晩年になるにつれて、非資本主義的生産様式や前資本主義的生産様式のように、物象的諸関係（貨幣や資本）の外部にあり、それによって未だ解体されていない「共同性」をより積極的に評価するようになったと考えられる。「諸形態」においても、中世のツンフト制度という「人格的関わり合い」を、ある意味で再建された本源的「共同体」として評

働したが、とりわけ『資本論』執筆以降は、それ以上に古代社会や「農村共同体」を「より高次な形態で復活」(MEGA I/25, S.220)することがモチーフとなったのである。したがって、後期マルクスの理論的実践の核心は、前／非資本主義的生産形態が「資本の文明化作用」によっていかに破壊され再編成されたかを問題にしたことにあるだろう。

(すみだ・そういちろう／社会思想史、経済思想史)

注

- (1) 大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波書店、二〇〇〇年(初版：一九五五年)、四頁。同じくこの点に言及した植村邦彦『マルクスを読む』青土社、二〇〇一年、七四頁を参照。
 - (2) 福富正実「フ連邦の諸文献において展開されたアジア的生産様式論争の経過と若干の問題点について」、同『アジア的生産様式論争の復活』未來社、一九六九年、三七九頁。エリック・ホブズボーム『共同体の経済構造』市川泰治郎訳、未來社、一九六九年、三五頁。
 - (3) 前掲『マルクスを読む』青土社、二〇〇一年、七七頁。
 - (4) 熊野聰『共同体と国家の歴史理論』青木書店、一九七六年、一〇頁。
 - (5) 同、一〇〇頁。
 - (6) 平田清明『経済学と歴史認識』岩波書店、一九七一年、九六・四三四頁。
 - (7) Wood, Ellen (2008): "Historical materialism in Forms which precede Capitalist Production", in Marcello Musto (ed.), *Karl Marx' Grundrisse*, London: Routledge, p. 80. また「ケビン・マ
- ンダーソンも「諸形態」の課題を「ヨーロッパの(資本主義に)先行する社会とアジアのオルタナティブな歴史的軌道の両者を比較することによって、近代資本主義社会の構造を説明すること」と述べている (Anderson, Kevin B. (2010): *Marx at the margins: on nationalism, ethnicity, and non-Western societies*, The University of Chicago Press, p. 159.)。ちなみに『マルクスとアジア』において、マルクスの歴史の叙述を実証的に批判したことでは知られる小谷汪之も、マルクスの「共同体」論を近代批判としてクリアに捉えている。すなわち、マルクスの歴史的考察の挿入が、当時の歴史学研究の限界に起因する「事実誤認に基づく原始共同体論」でありながらも、それを「武器として『近代』という時代とそこにおける世界史認識の構造を批判する座標軸を確立しえた」という(小谷汪之『共同体と近代』青木書店、一九八二年、一〇九頁)。
- (8) 中村哲『奴隷制・農奴制の理論』東京大学出版会、一九七七年、一二頁。
 - (9) 同じような区別は『六一―六三草稿』にみられる。「労働者と労働諸条件との本源的統一には「労働者自身が客体的な労働条件に属している奴隷関係を別とすれば」二つの主要形態がある。すなわちアジア的共同体組織(自然発生の共産主義)と、あれこれの形態での小さな家族農業(それには家内工業が結びついている)とがそれである。」(MEGA II/3.5, S.1854-1855) マルクスからの引用は、新メガ版 (Marx/Engels Gesamtausgabe) により、MEGA と略記し、巻数と原著頁数を付記する。
 - (10) 本稿では、新メガ版にしたがって、*Gemeinwesen* を共同体組織 *Gemeinde* を共同体と翻訳するが、特に両者の区別が問題とならない場合は「共同体」を総称として用いる。渡辺憲正は、「諸形態」研究で初めて、前者を経済的な再生産組織、後者を政治

的な共同体として明確に区別している。渡辺憲正『経済学批判要綱』の共同体／共同社会論『経済系』二二三集、関東学院大学、二〇〇五年を参照。

(11) 望月清司は、「自由な土地所有」ひいては「ゲルマン的所有」を封建制解体期あるいは近代の西ヨーロッパに限定し、資本主義の歴史的起源を読み込んでいる(『マルクス歴史理論の研究』岩波書店、一九七三年、四二二―四二七頁)。しかし、中村が的確に批判するように、「本源的所有」の論理的規定を看過した見解にすぎない(前掲『奴隸制・農奴制の理論』東京大学出版会、一九七七年、二六頁)。

(12) ただし、戦後の「アジアの生産様式」論の代表者で、ハンガリーの歴史学者テークイ・フェレンツは、『ドイツ・イデオロギー』やエンゲルスの「史的唯物論」と「諸形態」の理論的差異に無頓着であるが、すでに一九六〇年代にテクストに基づいて「本源的所有」三形態の諸限界をすべて否定することによって資本主義社会が成立する論理を極めて明確に把握している。テークイ・フェレンツ『社会構成体論』羽仁協子・宇佐美誠次郎訳、未來社、一九七七年、一三九頁を参照。

(13) テオドール・モムゼン『ローマの歴史 I ローマの成立』長谷川博隆訳、名古屋大学出版会、二〇〇五年、第六章を参照。ただし、マルクスは「諸形態」執筆時まだこの著作を読んでいない。

(14) 多くの先行研究が指摘するように、このゲルマンの形態の基本的特徴はタキトウスの『ゲルマニア』における記述とほぼ一致する。「ゲルマニア諸族によって住まわれる都市は一つもないこと、また彼らはその住居(住地)がたがい密接していることには、堪えることさえできないのは、人のよく知るところである。彼らは、泉が、野が、林が、その心の適うままに、散り散りに分かれて住居(住地)を営む。」(タキトウス『ゲルマニア』

ニア) 泉井久之助訳、岩波文庫、一九七九年、八一頁)。ただし、藤原浩が指摘しているように「ゲルマニア」からは散居制定住・小村制定住・村落制定住の全てを読み取ることができ、マルクスがゲルマンの形態と考えた「散居制」は共同体の規制が最も弛緩した定住形態であって、戦士共同体の要素が強いタキトウス時代とは一致しない(藤原浩『ゲルマンの共同体とはなにか』『思想』一月号、岩波書店、一九五七年を参照)。おそらく当時の古ゲルマン社会史研究において有力な見解であったユストウス・メーザー『オスナブリュック史』の影響が考えられるが、ローマ形態におけるニープールのようにマルクスがゲルマンの形態の素地とした歴史的考察は定かではない(モーリス・ブロック『マルクス主義と人類学』山内昶・山内彰訳、法政大学出版局、一九九六年、四九―五〇頁)。

(15) 佐々木隆治『マルクスの物象化論——資本主義批判としての素材の思想』社会評論社、二〇一一年、第四章第五節を参照。

(16) 先行研究では、熊野聡が「個人的所有」を「共同体」の連関において的確に把握している。「個人的」という意味は、第一に集团的所有ではない、ということであるが、第二に共同体や国家によって保証されているのではなく、そこに個人的に「土地を取」り、「農場を建てる」ことによって生活することである。共同体がないわけではない。しかし共同体があっても個人があるのではなく、自立的農民としての個人があって、互いの所有を保証しあうものとして共同体を構成するのである。(熊野聡『北

の農民ヴァイキング』平凡社、一九八三年、六三頁)。熊野によれば、北欧初期社会は、牧畜という自営に適した生産のおかげで、近世まで民族移動以前の「ゲルマン的」共同体の特質が残存したという。その北欧初期社会研究は、「諸形態」のゲルマンの形態を豊かにイメージさせる点で優れているが、「個人

的 (individual) 所有」を農場経営者である家父長個人の所有に限定して解釈しているため、それが①単なる個人ではなく、分割 (dividus) 不可能 (in) な最小単位としての小家族を意味し、②ローマの形態の「私的所有」と異なり、公有地利用が排除されていないことの表現、であることを看過し、ゲルマンの共同体における「個人の實在性」を強調してしまう。平田も述べているように、「…individual は gens indivise(英語では undivided members) を直接には意味するのであり、きわめて深く共同体的人間結合とかかわりをもったことばである」(平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、一九六九年、一三五頁)。さらに、福富もマルクスが「個人の所有」として表現しているものは「家族共同体的な共同占有」、「家族共同体的な共同耕作にもとづく個別的な土地占有」であるとの確に指摘している(福富正実『経済学と自然哲学』世界書院、一九八九年、五七頁)。

(17) ただし、(一)の最後で述べたように、「三形態」という区別の意義は、それぞれの形態に固有な諸制限(共同体の紐帯度合、暴力の組織化、分割地所有、公有地の共同占有、零細農業と家内工業の統一、小家族農業、等々)、すなわち素材的規定性に基づく「本源的所有」の論理をつかむことにある。マルクスが強調するように、それらすべての諸制限を否定することで初めて、資本主義的生産様式的前提である「無所有」が成立する。

(18) 『資本論』との関連については、はじめにでも述べたように、「諸形態」の課題である「本源的所有」論が、資本主義の歴史の起源を考察対象とした「本源的蓄積」よりも歴史的に先行しているということに留意されたい。また、平田や望月が指摘しているように、『要綱』における「諸形態」の歴史的考察は、理論的展開である資本の蓄積Ⅱ循環過程のうちに位置づけられてお

り、「領有法則の転回」論とも密接に関係している。ただし、「諸形態」の「領有法則の転回」論で述べられているように、資本主義社会の等価交換における「自己労働の生産物にたいする私的所有を条件として措定するという外観」は、「生きた労働能力の客体的諸条件からの切り離し」を前提としている (ibid. S.412.) のであって、(二)での「私的所有」は、「本源的所有」を保証されたローマ的あるいはゲルマン的所有とは明確に区別される。

(19) マルクスは、本源的所有について「個人 (Individuum) が、土地すなわち生産の外的な原初条件 (….) にたいして、自分の個性 (Individualität) に属する諸前提——つまり自分の個性の定在諸様式——とするようにして関わる、ということの意味する」(ibid. S.396.) と述べている。この個性は、『資本論』で述べられた小経営的生産様式における「労働者自身の自由な個性」(MEGA II/6, S.681.) と同義であって、「個人的 (individual) 所有の再建」論に連なる。大谷禎之介は、『六一—六三草稿』での覚書から、本源的な共同体で見られた共同所有が「個人的所有」として「再建」されるという歴史把握の重要性を指摘している(大谷禎之介『マルクスのアンシエーション論』桜井書店、二〇一一年、一六一頁)。

キーワード：共同体、私的所有、個人的所有